

# 『令和3年大雪に伴う小規模事業者への緊急金融支援』

## 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

### 運転資金の利子補給について

#### 【内 容】

- ・大雪に伴う小規模事業者への緊急金融支援として、標記融資制度(※1)の運転資金利用者に対し、上越商工会議所が0.4%の利子補給を行います。(貸付後12ヶ月分)
- ・令和3年1月19日現在の融資利率＝1.21%

(※1) 小規模事業者が経営改善を図るために必要な資金を商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から無担保、無保証人・低利で融資する制度

#### 【対 象】

※このたびの大雪により経営に影響を受けている以下の小規模事業者

- ・従業員数(家族従業員・パート・アルバイト・法人の役員を除く)が商業、サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業については20人以下)、製造業・建設業等では20人以下の小規模事業者
- ・最近1年以上、旧上越市内で事業を営み、当所の経営指導を6ヶ月以前から受けている商工業者
- ・納期の到来している所得税・法人税、事業税、住民税を完納している方
- ・日本政策金融公庫の非対象業種でない事業を営んでいる方
- ・上越商工会議所の会員の方(旧上越市内対象)

#### 【実施期間】

- ・令和3年1月19日～3月31日までに日本政策金融公庫に推薦するもの

#### 【その他】

- ・融資については、審査の結果、ご希望にお応えできないことがあります。

(※) 詳しくは ⇒ [コチラ](#)

#### 【問合せ先】

上越商工会議所・中小企業相談所

〒943-8502 上越市新光町1-10-20 Tel. 025-525-1185 Fax. 025-522-0171

(※) 下記もあわせてご参照ください。

**[上越市: 令和3年1月7日からの大雪により影響を受けている中小企業者の皆様への緊急支援]**

⇒ [コチラ](#)